

第**76**回 定時株主総会 招集ご通知

開催 日時 2024年6月21日 (金曜日)

午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催 場所 東京都目黒区下目黒1-8-1 ホテル雅叙園東京 2階 華しずか

※巻末のご案内図をご参照ください。

目次

第76回定時株主総会招集ご通知 01							
株主総会参考書類							
第1号議案 取締役9名選任の件05							
第2号議案 監査役4名選任の件13							
第3号議案 補欠監査役2名選任の件 17							
事業報告 20							
連結計算書類 39							
計算書類41							
監査報告書							

株式会社パスコ

証券コード:9232

当社ウェブサイト

https://www.pasco.co.jp/ir/meeting/

(証券コード 9232) 2024年5月31日 (電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

株主各位

東京都日黒区下日黒1丁目7番1号

株式会社パスコ

代表取締役社長 高橋識光

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.pasco.co.jp/ir/meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月20日(木曜日) 午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時

2024年6月21日 (金曜日) 午前10時

(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)

2. 場 所

東京都目黒区下目黒1-8-1

ホテル雅叙園東京 2階 華しずか (巻末のご案内図をご参照ください。)

報告事項

1 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業 報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査 役会の連結計算書類監査結果報告の件

3. 目的事項

2 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算 書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役4名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4. その他の株主総会招集に関する決定事項

- ①代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名に委任する場合に限られます。)
- ②議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ③書面(議決権行使書)とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席者へのお土産は、ご用意しておりません。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内



郵送による議決権の行使の場合

行使期限 2024年6月20日 (木曜日) 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。なお、ご返送の際は、同封の記載而保護シールをご利用ください。



インターネット等による議決権の行使の場合

行使期限 2024年6月20日 (木曜日) 午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

※次ページをご参照ください。



当日ご出席の場合

株主総会 開催日時

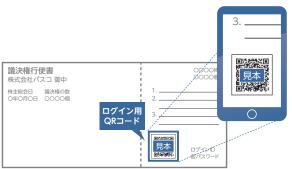
2024年6月21日 (金曜日) 午前10時 ※午前9時30分より受付開始

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

● QRコードを読み取る方法





議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォン等で読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

● ログインID・仮パスワードを入力する方法



①議決権行使サイトにアクセス (https://evote.tr.mufg.jp/)



②議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および 「仮パスワード」を入力



以降は、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使 に関するお問い合わせ ヘルプデスク(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

550 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

現任取締役9名は本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、高村守氏及び中里孝之氏は、社外取締役の候補者であります。

 候補者番号		氏名		性別	地位		 出席回数/取締役会
1 再任	たかはし	のりみつ識光		男性	代表取締役社長 社長執行役員	,=	100% (180/180)
2 再任	みやもと宮本	かずひさ和久		男性	常務取締役 常務執行役員	グループ経営、経理、広報、IR、 総務担当	89% (160/180)
3 	神山	きょし 涼		男性	取締役 上席執行役員	人事、事業統制監理、法務、コン プライアンス担当	89% (160/180)
4 再任	いなざわ	たかし 隆		男性	取締役 上席執行役員	事業統括本部担当	100% (180/180)
5 厘	選出	tetel E		男性	取締役 上席執行役員	企業風土刷新本部、衛星事業、 衛星子会社担当 企業風土刷新本部 本部長	100% (13回/13回)
6 再任	にし むら 西 村	*************************************		男性	取締役 上席執行役員	価値創造本部、 研究開発センター、知財担当 価値創造本部 本部長	100% (13回/13回)
7 再任	かわぐち	たけし 岡川		男性	取締役 上席執行役員	公共事業、システム事業、 環境文化コンサルタント事業、新 空間情報事業、国内子会社担当	100% (130/130)
8 再任	おかむら	≢もる 「	独立役員	男性	取締役		100% (180/180)
9 再任	なかざと中里	たか ゆき 孝之	社外 独立役員	男性	取締役		100% (180/180)



たかはし

のりみつ識光

再任

生年月日

1962年3月10日生

取締役会への出席状況

18回中18回(100%)

所有する当社株式の数

2,391株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社 入社

2006年 4 月 当社 東日本事業部営業二部長

2010年12月 東日本総合計画株式会社 代表取締役社長

2014年 4 月 当社 東日本事業部長

2016年 6 月 当社 取締役

2017年 4 月 当社 管理本部長

2018年 4月 当社 システム事業、衛星事業担当

2019年 4 月 当社 執行役員

2021年 4 月 当社 上席執行役員 システム事業担当

2023年6月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現)

取締役候補者とした理由

国内公共事業における豊富な経験と知見を有するとともに、2023年6月の社長就任以来、経営トップとして中期経営計画の達成に向けた経営戦略を推進しております。また、取締役会では、議長として実効的な取締役会を運営しており、引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。



みやもと

かずひさ和久

再任

生年月日

1963年3月3日生

取締役会への出席状況

18回中16回 (89%)

所有する当社株式の数

324株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3 月 セコム株式会社 入社

2003年6月 同社 経理部長

2008年6月 セコム上信越株式会社 社外監査役

2009年10月 セコム株式会社 西関東本部長

2012年 1 月 同社 経営分析室長

4月 セコム医療システム株式会社 監査役

2013年5月 セコム工業株式会社 監査役

セコムエンジニアリング株式会社 監査役

2014年1月 株式会社東光クリエート 監査役

2015年8月 クマリフト株式会社 監査役

2016年5月 セコム北陸株式会社 監査役

2017年5月 セコムホームサービス株式会社 監査役

6月 株式会社荒井商店 監査役

12月 株式会社くらしテル 監査役

2018年6月 セコム琉球株式会社 監査役

11月 セコムホームライフ株式会社 取締役

2020年 6 月 当社 監査役

2022年6月 当社に出向(現)

当社 常務取締役 常務執行役員(現) グループ経営、経理、広報、IR所管

10月 当社 グループ経営、経理、広報、IR、総務所管

2023年6月 当社 グループ経営、経理、広報、IR、総務担当(現)

取締役候補者とした理由

親会社であるセコム株式会社の経理部長として培われた財務及び会計に関する相当程度の知見に加えて、同社の経営分析室長として 複数のセコムグループ会社の取締役及び監査役並びに当社の監査役に就いた経験を有するとともに、現在は、グループ経営・経理・ 広報・IR・総務担当役員として財務分野及び総務分野を中心とした管理系部門を統括しております。また、取締役会では、適時的確 な意見を述べて活発な取締役会運営に寄与しており、引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。



かみやま

きよし **深**

再任

生年月日

1960年8月31日生

取締役会への出席状況

18回中16回 (89%)

所有する当社株式の数

2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3 月 セコム株式会社 入社

2007年 2 月 同社 人事部長

2010年5月 セコム山陰株式会社 代表取締役社長 (出向)

2014年 1月 セコム株式会社 組織指導部担当部長

5月 同社 常駐業務部長

2015年9月 当社に出向(現)

当社 管理担当役員付担当部長

2017年 4 月 当社 基幹業務本部副本部長 兼 人事部長

2018年6月 当社 取締役(現) 人事本部長

2019年4月 当社 執行役員 人事、知財担当員

2021年 4 月 当社 上席執行役員(現) 業務監査、法務、知財担当

6月 当社 業務監査、法務、知財、コンプライアンス担当

2022年10月 当社 人事所管

2023年6月 当社 人事、業務監査、法務、知財、コンプライアンス担当

10月 当社 人事、業務監査、法務、コンプライアンス担当

2024年 4 月 当社 人事、事業統制監理、法務、コンプライアンス担当(現)

取締役候補者とした理由

管理系部門における豊富な経験・知見や企業経営の経験を有するとともに、現在は人事、事業統制監理、法務、コンプライアンス担当役員として、コンプライアンス分野を中心とした管理系部門を統括しております。また、取締役会では、適時的確な意見を述べて活発な取締役会運営に寄与しており、引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。



しな ざわ **品 澤** たかし **隆**

再任

生年月日

1964年9月2日生

取締役会への出席状況

18回中18回 (100%)

所有する当社株式の数

1,140株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社 入社

2004年 4 月 当社 技術統括本部企画管理部長

2010年12月 東日本総合計画株式会社 取締役(出向)

2015年 4 月 当社 東北事業部技術センター長

2019年 4 月 当社 執行役員 事業統括本部副本部長

2020年 4 月 当社 執行役員 事業統括本部長

2021年 4 月 当社 上席執行役員(現) 事業統括担当

2021年 6 月 当社 取締役 (現)

2023年6月 当社 事業統括本部、中部、中四国、新空間情報事業、環境文化コンサルタント事業、

システム事業担当

2024年 4 月 当社 事業統括本部担当 (現)

取締役候補者とした理由

公共系分野における技術者としての豊富な経験と知見に加え、子会社取締役として企業経営の経験を有するとともに、現在は事業統括本部担当役員として、事業部門全体を統括しております。また、取締役会では、適時的確な意見を述べて活発な取締役会運営に寄与しており、引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者



はまで 濱出

ただし

再任

牛年月日

1963年3月31日牛

取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

所有する当社株式の数

148株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 当社 入社

2006年 4 月 当社 関西事業部営業部長

2014年 4 月 当社 東日本事業部副事業部長

2016年 4 月 当社 関西事業部副事業部長

2016年6月 当社 関西事業部長

2019年 4 月 当社 執行役員 東日本事業部長

2021年 4 月 当社 上席執行役員(現) 環境文化コンサルタント事業、衛星事業、衛星子会社担当

2023年6月 当社 取締役 企業風土刷新本部、衛星事業、衛星子会社担当

企業風土刷新本部長 (現)

取締役候補者とした理由

公共系分野における営業、事業部長としての豊富な経験と知見に加え、子会社取締役として企業経営の経験を有するとともに、現在 は企業風土刷新本部・衛星事業・衛星子会社の担当役員として企業風土醸成、衛星事業を統括しております。また、取締役会では、 適時的確な意見を述べて活発な取締役会運営に寄与しており、引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。



だし むら 西村

が修

再任

生年月日

1963年10月19日生

取締役会への出席状況

13回中13回 (100%)

所有する当社株式の数

148株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社 入社

2011年 4 月 当社 関西事業部技術センター計測技術部長

2012年 4 月 当社 関西事業部技術センター長

2016年 4 月 当社 技術統括本部新空間情報センター長

2018年 4 月 当社 技術統括本部副本部長 兼 新空間情報技術部長

2020年 4 月 当社 執行役員 新空間情報事業部長

2023年6月 当社 取締役 上席執行役員(現) 価値創造本部担当

価値創造本部長(現)

10月 当社 価値創造本部、知財担当

2024年 4 月 当社 価値創造本部、研究開発センター、知財担当 (現)

取締役候補者とした理由

測量・計測分野における技術者としての豊富な経験と知見に加え、業界団体等の外部委員会の委員を歴任してきた経験を有するとともに、現在は価値創造本部・研究開発センター・知財担当役員として、新規事業・研究分野を中心とした部門を統括しております。また、取締役会では、適時的確な意見を述べて活発な取締役会運営に寄与しており、引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者番 号



かわぐち

たけし **聞**

再任

生年月日

1963年12月15日牛

取締役会への出席状況

13回中13回 (100%)

所有する当社株式の数

992株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社 入社

2005年4月 当社 システム事業部ソリューション技術部長

2014年 4 月 当社 衛星事業部品質認証部長

2014年8月 当社 中央事業部技術センター副センター長

2017年 4 月 当社 東日本事業部技術センター長

2019年 4 月 当社 衛星事業部副事業部長

2022年 4 月 当社 事業統括本部副本部長

2023年6月 当社 取締役 上席執行役員 (現) 国内子会社担当 東日本事業部長

2024年 4月 当社公共事業、システム事業、環境文化コンサルタント事業、新空間情報事業、

国内子会社担当 (現)

取締役候補者とした理由

技術者としての豊富な経験と知見に加え、事業統括本部副本部長、事業部長として事業部門の監督経験を有するとともに、現在は公 共事業・システム事業・環境文化コンサルタント事業・新空間情報事業・国内子会社担当役員として、各事業部門を統括しております。また、取締役会では、適時的確な意見を述べて活発な取締役会運営に寄与しており、引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。



たか むら **高村**

まもる

再任

社外

独立役員

生年月日

1952年6月23日生

取締役会への出席状況

18回中18回 (100%)

所有する当社株式の数

3,376株

取締役在任年数(本総会終結時)

8年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年11月 朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人) 入社

1982年9月 公認会計士登録

2001年8月 同監査法人 代表社員 (現パートナー)

2010年8月 同監査法人 監事(監事会議長)

2014年7月 高村公認会計士事務所代表(現)

2016年 6 月 当社 取締役 (現)

株式会社ジェイアール東日本商事 監査役

2017年6月 株式会社ビューカード 社外監査役 (現)

2020年8月 一般社団法人全国農業協同組合中央会 監事

(重要な兼職の状況) 高村公認会計士事務所 代表 株式会社ビューカード 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

- 1) 高村守氏は、社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏は、長年にわたり公認会計士として多数の企業の会計監査に携わり、その豊富な経験と知見から、当社の経営の重要事項の 決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。また、取締役会では、適時的確な意見を述べ て活発な取締役会運営に寄与しており、引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。なお、同氏は直接 企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
- 3) 同氏には、公認会計士としての豊富な経験と知見を活かし、業務執行者・親会社から独立した客観的な立場で、経営を監督し、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる役割を果たしていただくことを期待しております。

独立性に関する事項

- 1) 高村守氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 2) 同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に2014年7月まで勤務しておりました。しかし、同氏は、当社及びその子会社の監査業務を担当していないこと並びに退職後約10年が経過しており出身会社の意向に影響される立場ではないことから、当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。

候補者 器 号



なかざと中里

たかゆき

再任

社外

独立役員

生年月日

1958年6月15日生

取締役会への出席状況

18回中18回(100%)

所有する当社株式の数

1.546株

取締役在任年数(本総会終結時)

6年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社

2010年 6 月 同社 執行役員経営管理部長

2012年6月 同社 常務取締役

2014年6月 同社 常務執行役員

2015年6月 同社 専務執行役員

2016年6月 進和ビル株式会社 代表取締役社長

8月 菱進ホールディングス株式会社 代表取締役社長

2017年6月 三菱製紙株式会社 社外監査役

2018年 6 月 当社 取締役 (現)

2019年8月 菱進都市開発株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

- 1) 中里孝之氏は、社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏は、長年にわたり金融に関する職務に携わるとともに、企業経営の経験を有しており、その豊富な経験と知見から、当社の 経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。また、取締役会では、適時 的確な意見を述べて活発な取締役会運営に寄与しており、引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。
- 3) 同氏には、金融に関する知見と企業経営の経験を活かし、独立した客観的な立場で、経営を監督し、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる役割を果たしていただくことを期待しております。

独立性に関する事項

- 1) 中里孝之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 2) 同氏は、当社と株主名簿管理業務委託などの取引関係のある三菱UFJ信託銀行株式会社に2016年6月まで勤務しておりました。 しかし、出身会社にとって当社との取引は一般取引の範囲に留まること及び同氏は退職後8年が経過しており出身会社の意向に 影響される立場ではないことから、当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定 しています。
- 1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2) 各候補者は、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書記載の「取締役会が取締役候補の指名を行うに 当たっての方針と手続」に基づいて指名しております。なお、各候補者については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員 会の審議・答申を得た上で、取締役会で決定しております。
- 3) 当社は、高村守氏及び中里孝之氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は法令の定める最低責任限度額であります。なお、本議案が承認可決され、高村守氏及び中里孝之氏が再選された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を 補填することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更 新を予定しております。
- 5) 所有する当社の株式の数には、各候補者のパスコ役員持株会における持分株数が含まれております。

第2号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役曽我部貢作、長坂省、大塚信明の3氏は任期満了となり、龍口敦氏は辞任するため、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。長坂省、大塚信明の両氏は、社外監査役の候補者であります。

候補者 番 号



柳内

きょたか

新任

生年月日

1963年2月1日生

取締役会への出席状況

_

監査役会への出席状況

_

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 セコム株式会社 入社

1998年10月 同社 東京事業部人事指導部長 2001年 3 月 同社 ココセコム事務センター長

2006年8月 同社 東関東本部管理部長

2010年 4 月 同社 近畿本部管理部長

2014年6月 セコム北陸株式会社 代表取締役社長

2019年6月 セコム株式会社 公共法人部長

2021年 2 月 同社 監査役室長(現)

監査役候補者とした理由

親会社であるセコム株式会社における長年の管理部門経験を有するとともに、同社監査役室長としてセコムグループ会社の監査役監査を補助してきた経験・知見を有しております。加えて、セコムグループ会社の代表取締役として企業経営に携わった経験・知見も有しており、これらの豊富な経験・知見から、当社取締役の職務執行の監査等に十分な役割を果たすことができると判断いたしました。

2

そがべこうさく曽我部貢作

再任

生年月日

1968年8月30日生

取締役会への出席状況

18回中16回 (89%)

監査役会への出席状況

15回中15回 (100%)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年3月 セコム株式会社 入社

2015年9月 同社 経営分析室グループ経理課長

2016年 5 月 矢野新空調株式会社 監査役

6月 セコムトラストシステムズ株式会社 監査役

2017年5月 セコム喜連川セキュリティ株式会社 監査役

セコム美祢セキュリティ株式会社 監査役

6月 社会復帰サポート喜連川株式会社 監査役

2018年6月 セコム上信越株式会社 取締役 財務部長 (出向)

2021年12月 セコム株式会社 経営分析室次長(現)

2022年 6 月 当社 監査役 (現)

セコム工業株式会社 監査役(現)

7月 株式会社セノン 取締役(現)

(重要な兼職の状況) セコム工業株式会社 監査役

株式会社セノン 取締役

監査役候補者とした理由

親会社であるセコム株式会社のグループ経理課長及び出向先の財務部長として培われた財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、複数のセコムグループ会社の取締役及び監査役としての豊富な経験と知見を有することから、当社取締役の経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を期待して、引き続き監査役として選任することが適切と判断いたしました。

株主総会参考書類

候補者 器 号

3

ながさか 長坂 さとる **省**

再任

社外

独立役員

生年月日

1965年8月2日牛

取締役会への出席状況

18回中18回 (100%)

監査役会への出席状況

15回中15回(100%)

所有する当社株式の数

647株

監査役在任年数(本総会終結時)

8年

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 最高裁判所司法研修所 入所

1994年 4 月 東京弁護士会 登録

TMI総合法律事務所 入所

2002年6月 三光純薬株式会社(現積水メディカル株式会社) 社外監査役

2003年 1 月 TMI総合法律事務所 パートナー (現)

2016年 4 月 EAファーマ株式会社 社外監査役(現)

6月 当社 監査役 (現)

(重要な兼職の状況) EAファーマ株式会社 社外監査役

TMI総合法律事務所 パートナー

社外監査役候補者とした理由

- 1) 長坂省氏は、社外監査役候補者であります。
- 2) 同氏は、長年にわたり、弁護士として国内外の法律に関する職務に携わり、その豊富な経験と知見から、当社取締役の職務執行の監査等に十分な役割を果たすことができると考えております。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項

- 1) 長坂省氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 2) 同氏は、過去においても当社の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はないことから、当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。

候補者



おおつか

のぶあき

再任

社外

|独立役員

牛年月日

1956年5月30日生

取締役会への出席状況

18回中18回 (100%)

監査役会への出席状況

15回中15回(100%)

所有する当社株式の数

0株

監査役在任年数(本総会終結時)

4年

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行

2000年3月 同行 相模原支店長

2003年9月 同行 融資部部長 2005年5月 同行 監查室与信監查室長

2008年6月 三菱電線工業株式会社 常勤監査役 2012年6月 株式会社第一興商 常勤監査役

2020年 6 月 当社 監査役 (現)

社外監査役候補者とした理由

- 1) 大塚信明氏は、社外監査役候補者であります。
- 2) 同氏は、長年にわたり、金融に関する職務及び他社の常勤監査役の職務に携わり、その豊富な経験並びに財務及び会計に関する 相当程度の知見から当社取締役の職務執行の監査等に十分な役割を果たすことができると判断いたしました。

独立性に関する事項

- 1) 大塚信明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 2) 同氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱UFJ銀行に2008年6月まで勤務していました。しかし、出身会社にとって当社 との取引は一般取引の範囲に留まること及び退職後16年が経過しており出身会社の意向に影響される立場ではないことから、 当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。
- 1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。 2) 各候補者は、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書記載の「取締役会が監査役候補の指名を行うに áたっての方針と手続」に基づいて指名しております。
- 3) 柳内清孝氏は、辞任する監査役龍口敦氏の補欠として選任されるため、その任期は2026年の定時株主総会終結の時までとなりま
- 当社は、曽我部貢作氏、長坂省氏及び大塚信明氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく賠償限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。なお、本議案が承認可 決され、各氏が再選された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、柳内清孝氏が選任された場合、同様の契約 の締結を予定しております。
- 5) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を 補填することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更 新を予定しております。
- 6) 長坂省氏及び大塚信明氏が社外監査役として在任中に、当社において過年度に不適切な会計処理が行なわれていたことが判明いた しましたが、両氏は、当該不適切会計処理事案について昨年度に判明するまで認識をしておらず、日頃から取締役会において法令 遵守の視点に立った提言、注意喚起をしておりました。また、当該事案の判明後は、会社が再発防止、社内におけるコンプライア ンス体制や内部統制の整備状況等についての調査、検証を行うための「特別調査委員会」を設置するに当たり、第三者性・公正性 の担保の観点から、外部の有識者のみで構成すべきとの意見表明を行いました。「特別調査委員会」の調査中においても、不適切 な会計処理が年度末に行われる傾向にあることから、年度末に同様の不適切な会計処理が行われることのないように、社員向けト ップメッセージの発信とチェックの徹底を実行するよう意見表明を行いました。
- 7) 所有する当社の株式の数には、各候補者のパスコ役員持株会における持分株数が含まれております。

補欠監査役2名選任の件 第3号議案

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと 存じます。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案における選仟の効力は、就仟前に限り、監査役会の同意の上、取締役会の決議によりその選仟を 取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

小池浩和氏は、社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、浦田修志氏は、社外監査役の補欠の社外監査 役として、それぞれ選仟をお願いするものであります。

候補者



こいけ 小池 ひろ かず

生年月日

1960年10月30日生

所有する当社株式の数

1,294株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年 3 月 当社 入社

2005年9月 当社 コンサルタント事業部環境情報部専門部長

2006年10月 当社 中四国事業部技術部長

2014年 4 月 当社 中央事業部技術センター長

2017年 4 月 当社 中央事業部副事業部長

2018年 4 月 当計 中央事業部事業部長

2019年 4 月 当社 執行役員 業務改革推進本部長

2023年 4 月 当社 監査役室長 (現)

補欠監査役候補者とした理由

当社の技術センター長、事業部長を務めた経験、業務改革推進本部において本部長を務めた経験から業務プロセス、売上計上プロセ スへの知見を有するとともに、監査役室長として当社グループ会社の監査役監査を補助してきた経験・知見を有しており、これらの 豊富な経験・知見から、当社取締役の職務執行の監査等に十分な役割を果たすことができると判断いたしました。

2

うら た 浦田

修志

社外

独立役員

生年月日

1964年11月4日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年 4 月 最高裁判所司法研修所入所

1995年 4 月 横浜弁護士会登録 本町中央法律事務所

2002年 4 月 横浜パーク法律事務所パートナー (現)

補欠社外監査役候補者とした理由

- 1) 浦田修志氏は、補欠社外監査役候補者であります。
- 2) 同氏は、長年にわたり、法律の専門家としての職務に携わってきたことから、その経験、見識に基づく監査を期待したためであります。なお、同氏は企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項

- 1) 浦田修志氏の選任が承認された場合でかつ同氏が社外監査役に就任したときには、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
- 2) 同氏は、過去においても当社の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はないことから、当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定する予定です。
- 1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2) 各候補者は、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書記載の「取締役会が監査役候補の指名を行うに当たって の方針と手続」に基づいて指名しております。
- 3) 各候補者の選任が承認された場合でかつ監査役に就任した場合、当社は、各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を 締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額です。
- 4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしており、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- 5) 所有する当社の株式の数には、各候補者のパスコ社員持株会における持分株数が含まれております。

【ご参考】株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

			役職	企業経営	 技術・研究開 発・生産	マーケティン グ・営業	財務・会計	法務・リスク マネジメント	IT • DX	グローバル
	高橋	識光	代表取締役 社長	0		0		0	0	
	宮本	和久	常務取締役	0			0	0		
	神山	潔	取締役	0				0		0
ᄪᅲ	品澤	隆	取締役	0	0			0		
取締役	濱出	正	取締役	0		0				
111	西村	修	取締役		0				0	
	ШΠ	剛	取締役		0				0	0
	高村	守	独立社外 取締役				0	0		
	中里	孝之	独立社外 取締役	0				0		

以 上

1 当社グループの現況に関する事項

1-1 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻く事業環境においては、政府主導の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や「デジタル田園都市国家構想」、国土交通省主導の「Project PLATEAU(プラトー)」などが引き続き推進されております。また、2024年問題を抱える建設・物流業界などの分野では、デジタルトランスフォーメーション(DX)の拡大も続いており、当社グループが持つ技術やノウハウなどを発揮する事業領域に対するニーズは、継続して高い水準にあります。

このような事業環境下において2023年11月に創業70周年を迎えた当社グループは、2023年8月に「パスコグループ中期経営計画2023-2025」をスタートいたしました。本計画は、新たな飛躍に向けた経営基盤の再構築を目的としており、「"真に信頼される企業経営"への変革を第一に、空間情報の活用による新たな市場戦略の礎を築く」を基本方針とし、「経営の真価計画」「事業の進化計画」の達成に向けて、活動を開始しております。「経営の真価計画」では、経営理念を重視した健全な経営を遂行するため、パスコの真の価値を再構築することとしております。また、「事業の進化計画」では、3つの"しんか(深化・伸化・新化)"計画を策定し、空間情報事業の拡大・成長に向けた取り組みを進めております。

(具体的な活動)

中期経営計画の初年度となる当期は、計画の方針に則り、以下の通り着実な歩みを進めてまいりました。

経営の真価については、「公正・公平な業務姿勢の徹底」のため、コンプライアンス教育の徹底や社内体制の強化に取り組みました。また、「環境に配慮した事業活動への転換」の一環としては、環境省主導の「生物多様性のための30by30アライアンス」への参加や、当社初となる「サステナビリティレポート」を発行いたしました。

事業の進化については、「深化」(既存事業の革新・強化)のために、生産性向上に向けた取り組みや、事業領域拡大に向けた体制強化を進めております。また、「伸化」(持続可能な事業の拡大)のために、タイ王国との衛星分野における基本合意の締結や、茨城県との衛星とAIを活用した不法投棄早期発見の実証、森林変化情報サービス提供などに取り組んでおります。さらに、「新化」(多様性による新たな事業創造)のために、メタバースを活用した実証プロジェクトへの参加など、新たな事業創造に向けた活動も進めております。

また、空間情報事業者の使命として、2024年1月に発生した令和6年能登半島地震をはじめとする大規模自然災害などの被災状況把握に努め、二次災害の予防と迅速な復旧活動計画の策定などを支援いたしました。

各部門の活動の状況につきましては、以下の通りです。

国内公共部門においては、政府のデジタル規制改革の追い風により、「デジタル田園都市国家構想」に基づく 各種台帳のデジタル化業務や、その利活用のためのシステム導入が、引き続き順調に拡大しております。

国内民間部門においては、次の飛躍期に向けたサービスラインナップの充実と販売戦略の強化に努め、継続型 サービスの拡大に注力いたしました。

海外部門においては、新たな海外市場戦略に基づき、コア技術の海外展開を図るなど、引き続き、ビジネスチャンスの拡大に注力しております。

<国内部門>(公共部門・民間部門)

国内公共部門の受注高は、国土強靭化による受注や衛星データ受信業務が好調だったことから前期比3,556百万円増加(前期比6.7%増)の56,480百万円となりました。売上高は、各種台帳業務等が堅調に推移し、前期と同水準となる前期比406百万円減少(同0.8%減)の53,527百万円となりました。受注残高は、複数年契約の受注が増加したことから前期比2,952百万円増加(同16.1%増)の21,302百万円となりました。

国内民間部門の受注高は、車両搭載型レーザー(MMS:モービル・マッピング・システム)による測量業務等が減少したことにより、前期比1,307百万円減少(同26.5%減)の3,631百万円となりました。売上高は、MMSによる測量業務等の減少により前期比746百万円減少(同13.4%減)の4,838百万円となりました。受注残高は前期比1,207百万円減少(同22.2%減)の4,240百万円となりました。

この結果、国内部門(公共部門・民間部門)合計では、受注高が前期比2,249百万円増加(同3.9%増)の60,112百万円、売上高は前期比1,152百万円減少(同1.9%減)の58,366百万円、受注残高は前期比1,745百万円増加(同7.3%増)の25,543百万円となりました。

<海外部門>

海外部門の受注高は、前期に当社において大型の国土基盤図整備業務の受注があったこと、およびインドネシア共和国の子会社において大型案件の受注があったことにより、前期比821百万円減少(同29.8%減)の1,937百万円となりました。売上高は、前期に3次元地図データ整備業務が好調だったことから、前期比158百万円減少(同6.4%減)の2,338百万円、受注残高は前期比370百万円減少(同30.2%減)の858百万円となりました。

この結果、受注高合計は前期比1,428百万円増加(同2.4%増)の62,049百万円、売上高は前期比1,311百万円減少(同2.1%減)の60,704百万円、受注残高は前期比1,374百万円増加(同5.5%増)の26,401百万円となりました。

利益面につきましては、売上総利益は、売上高の減少により、前期比567百万円減少(同3.2%減)の17,184百万円となりました。

営業損益は、人員増加および賃上げ実施に伴う人件費増加の影響で販売費及び一般管理費が前期比558百万円増加(同4.9%増)、および売上総利益の減少により前期比1,126百万円減少(同17.5%減)の5,306百万円の営業利益となりました。

経常損益は、営業利益の減少により前期比1,092百万円減少(同16.7%減)の5,433百万円の経常利益となりました。

税金等調整前当期純損益は、経常利益が減少したものの、前期に先進光学衛星「だいち3号」(ALOS-3)の打上げ失敗による減損損失1,722百万円の計上、および当期にその打上げ失敗に係る受取損害保険金1,625百万円の計上により、前期比1,689百万円増加(同29.8%増)の7,349百万円の税金等調整前当期純利益となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、税金等調整前当期純利益の増加により前期比992百万円増加(同24.2%増)の5,092百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。

連結売上高

営業利益

経常利益

親会社株主に帰属する 当期純利益

60,704_{EDE} 5,306_{EDE} 5,433_{EDE} 5,092_{EDE}

前年度比

前年度比

前年度比

前年度比

 $\triangle 1,311_{\text{бля}}$ $\triangle 1,126_{\text{бля}}$ $\triangle 1,092_{\text{бля}}$

992 西方田

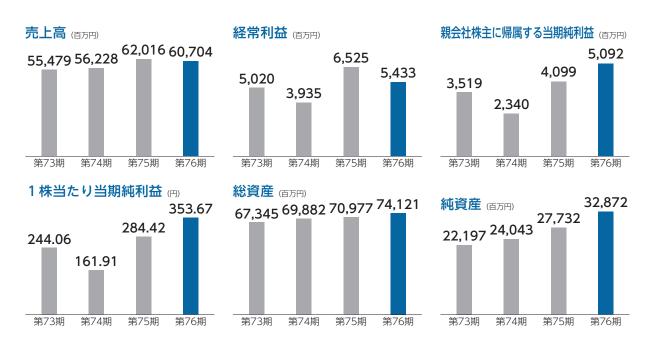
1-2 資金調達等についての状況

①資金調達

当社グループの資金調達は当社が行っております。「1-8 主要な借入先及び借入額」をご参照ください。

1-3 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (2023年3月期)	第76期 (2024年 3 月期) (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	53,355	61,931	60,620	62,049
売上高(百万円)	55,479	56,228	62,016	60,704
経常利益(百万円)	5,020	3,935	6,525	5,433
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,519	2,340	4,099	5,092
1株当たり当期純利益(円)	244.06	161.91	284.42	353.67
総資産 (百万円)	67,345	69,882	70,977	74,121
	22,197	24,043	27,732	32,872



1-4 対処すべき課題

(1)不適切な会計処理

当社の過年度決算において、年度内に作業が完了したにもかかわらず、作業が残存するとして案件を翌期に繰り越す処理、および年度内にすべての作業が完了しなかった案件について翌期に発生するであろう残作業を過大に見積もる処理が行われていたことが判明いたしました。その結果、本来は当該年度に計上すべき売上高および利益が翌期に繰り越される不適切な会計処理が行われていました。

過去に複数回、不適切な会計処理が行われてきた背景として、経営陣は現場に対する過度な業績達成のプレッシャーが過去の不適切会計の原因であることを認識していたにもかかわらず、それを深刻に受け止めず、コンプライアンス意識の向上、不適切な会計処理への対応にあたり危機感をもって行動することができておりませんでした。経営陣としては、改善のための施策が浸透したものと判断していたものの、その確認が疎かなまま現場は変わったと考えておりました。結果として、経営陣が現場の実情を熟慮することなく現場が正しく行動できるであろうという前提のもとに施策、指示を発信し、現場との認識の間に乖離が生じたことが、今回の不祥事の根本原因と考えております。

不適切な会計処理の判明を受けて設置した特別調査委員会からの提言を踏まえ、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいりました。再発防止策の浸透は単年度で完了するものではなく、今後も運用を継続してまいります。但し、3. 「現場発案による再発防止策の検討」、8. 「稟議等にかかるルールの見直し」及び、9. 「決算期についての検討」については完了とします。

- 1. 経営陣の意識改革
 - (ア)社長メッセージの発信
 - (イ)取締役に対するリスクマネジメントおよび組織マネジメント研修実施
 - (ウ)事業部の組織マネジメントおよび業務執行を支援する本社組織の設置
- 2. 経営陣の意識が伝わるメッセージの発信
 - (ア)事業計画の在り方と計画策定プロセスの見直し
 - (イ)会社施策に対する現場意見聴取のチャンネル設置
 - (ウ)2023年度階層別研修における不適切会計事案の学習と危機感共有
- 3. 現場発案による再発防止策の検討
- 4. 売上の繰越しルールの明確化およびチェック体制の強化
 - (ア)売上/繰越しの判断基準の明確化
 - (イ)繰越し時の処理プロセスの明確化
 - (ウ)繰越しの妥当性をチェックする体制の整備
- 5. 全ての役職員を対象とする意識や危機感を共有する研修の実施
 - (ア)CSR・コンプライアンス研修の新設
 - (イ)グローバルコンプライアンス教育の見直し・実効性向上
- 6. 人事異動の促進と人事評価制度のさらなる改善
 - (ア)人事異動のさらなる促進
 - (イ)人事評価制度のさらなる改善
- 7. 実行予算の見直し(モニタリングの強化)
- 8. 稟議等にかかるルールの見直し

- 9. 決算期についての検討
- 10. ガバナンスを含むチェック機能の見直し

(2)中期経営計画

当社は2023年4月7日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、特別調査委員会より利益の繰り越しに関する不適切な会計処理に対する調査報告書を受領したことを受け、調査報告書において指摘された原因分析と再発防止策に関する提言を真摯に受け止め、検討を重ね、今後取り組むべき再発防止策を策定いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、過去の不祥事を二度と繰り返さないよう、社会の一員として、その存在を期待され、持続可能な地球環境の創出及び社会基盤の構築に貢献するため、経営の健全化と事業を通じて社会に貢献することを主眼とし、2023年8月に「パスコグループ中期経営計画 2023-2025」(以下、「本計画」という。)を策定いたしました。

当社グループは本計画に基づき、「"真に信頼される企業経営"への変革を第一に、空間情報の活用による新たな市場戦略の礎を築く」を基本方針として、「経営の真価計画」と「事業の進化計画」を掲げ、計画の実行性を高めるための具体的なアクションを実施してまいります。

①経営の真価計画

社会に存在を期待され、持続可能な企業経営を維持するため、経営理念を重視した健全な経営を遂行するための計画を定め、パスコの真の価値を再構築する

②事業の進化計画

持続可能な地球環境の創出及び社会基盤の構築に貢献するため、3つの"しんか(深化・伸化・新化)"計画を策定し、空間情報事業の拡大・成長を目指す

(3)サステナビリティへの取り組み

当社グループでは、持続可能性(サステナビリティ)を巡る課題が重要な経営課題であると認識し、ステークホルダーに配慮しながら、課題解決と継続的な改善に向けた事業活動に取組んでおります。2022年6月には、当社グループ全体におけるサステナビリティ推進の取組みのレベルを更に向上させるため、「サステナビリティ推進委員会」を設置いたしました。同委員会は、取締役会からの指示・監督のもと、サステナビリティ経営に係る基本方針の策定・改定、重要課題(マテリアリティ)の設定・開示、達成状況の評価などを行います。あわせて、「サステナビリティ基本方針」を策定し、空間情報事業を通じて、自然環境や社会と共存し、持続可能な社会の一員としてステークホルダーに配慮した事業活動の持続的な発展を目指すことを掲げています。

2023年3月には、この取り組みを具体化するため重要課題(マテリアリティ)の特定をいたしました。重要課題の特定プロセスは、セコムグループの一員としてセコム株式会社の「サステナビリティ重要課題」を踏まえつつ、当社の事業特性等を考慮して持続可能な企業成長に向けて優先的に取り組む経営上の課題の整理・抽出を行い、①お客様視点のサービス、②先端技術の活用とパートナーシップ、③社員の自己実現とダイバーシティ、④人権尊重と誠実な企業活動、⑤脱炭素・循環型社会、⑥地域コミュニティとの共生の6カテゴリを重要課題といたしました。

2023年11月には、環境省が主導する「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加を表明し、事業をとおした地球環境保全への取組みを推進しています。

また、2023年12月には、多くのステークホルダーに当社の取組みを発信すべく『パスコグループサステナビリティレポート2023』を刊行しました。持続的な企業成長に向けた価値創造ストーリー、TCFD(気候変動財務情報開示タスクフォース)に基づくリスクや機会の特定、温室効果ガス排出量等を公表しています。

今後も、企業活動の持続可能性(サステナビリティ)を維持・発展させるために、企業の社会的責任(CSR)を包含したESGに配慮した経営のもと、空間情報事業を通して国際的な持続可能な開発目標(SDGs)の達成を目指してまいります。

1-5 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当社グループは国内部門および海外部門からなる空間情報サービス事業(単一事業)を行っております。

(「1-1 事業の経過及びその成果」をご参照ください。)

当社の取得免許等

名称	登録番号			
測量業者	第(16)-56号			
地質調査業者	質04第24号			
一級建築士事務所	東京都 ほか3府県			
土壌汚染対策法に 基づく指定調査機関	2003-3-2086			
特定建設業	国土交通大臣許可 (特-4) 第8960号			

名 称	登録番号
建設コンサルタント	建06第1155号
補償コンサルタント	補06第688号
計量証明事業者	東京都知事 2件
不動産鑑定業者	国土交通大臣登録 (2)第289号
労働者派遣事業	派13-308929

1-6 主要な事業所及び使用人の状況 (2024年3月31日現在)

①当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,838名	19名増加

(注) 使用人数は就業者数であります。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,340名	7名増加	43.8歳	12.2年

(注) 使用人数は就業者数であります。

③主要な事業所

	本 社	東京都目黒区
当 社	事業部	中央(東京都)、東日本(東京都)、関西(大阪府)、東北(宮城県)、中部(愛知県)、中四国(広島県)、九州(福岡県)、システム(東京都)、衛星(東京都)、環境文化コンサルタント(東京都)、新空間情報(東京都)
<u>⇒</u> 11	支店	札幌、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、名古屋、三重、滋賀、京都、大阪、神戸、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
子会社	[1-7 ② 子:	会社の状況」をご参照ください。

1-7 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

①親会社の状況

名称	住所	資本金	当社への出資比率	主要な事業内容	関係内容
セコム株式会社	東京都 渋谷区	66,427百万円	71.6%	警備サービス業	システム開発の受託等 親会社からの役員の兼任等 有 (4名)

②子会社の状況

会 社 名		所在地		資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社GIS北海道	北	海	道	50 百万円	100.0	測量・計測
株式会社GIS関東	埼	玉	県	40 百万円	84.5	測量・計測
東日本総合計画株式会社	埼	玉	県	200 百万円	100.0	測量・計測
PT. Nusantara Secom InfoTech	イン 共	/ドネ: 和	シア国	3,304 千米ドル	51.0	情報処理
PASCO (Thailand) Co., Ltd.	9	イ 王	玉	129 百万 バーツ	100.0	情報処理

⁽注) 上記5社のほか、連結子会社3社があります。

1-8 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

				借	7		先					借入残高
株	式	会	社	Ξ	菚	ŧ	U	F	J	銀	行	3,400
株	式	会	社	t .	=	井	住	7.	友	銀	行	600
株	式	Ê	ž	社	1	J	そ	な		銀	行	500
セ		4	ク	レ	ジ	ツ	\	株	式	会	社	22,800

1-9 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は業績、経営環境および将来の事業展開を勘案し、企業体質の充実に努めながら、株主の皆様に適正な利益還元を行うことを利益配分政策の最重要指針としております。

当期の期末配当金につきましては、2024年5月9日開催の取締役会において、当社普通株式1株につき50円とし、支払開始日を2024年6月24日とすることを決議いたしました。なお、次期の配当につきましては、利益配分に関する基本方針および次期の見通し、さらには配当のベースとなる単体の財務状況等を考慮し、年間配当金は1株当たり55円とする予定です。

2 株式に関する事項(2024年3月31日現在)

2-1 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率	備考
セコム株式会社	10,316千株	71.66%	「1-7①親会社の状況」に記載のとおり、セコム株式会社は当社の親会社であります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	204	1.42	
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	190	1.32	
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	154	1.07	
パスコ社員持株会	151	1.05	
GOLDMAN SACHS BANK EUROPE SE	150	1.04	
JPモルガン証券株式会社	148	1.03	
木下 圭一郎	93	0.65	
株式会社日本カストディ銀行	80	0.56	
花井 利次	66	0.46	

⁽注) 上記持株比率の算定は、自己株式控除後の発行済株式総数によっております。

2-2 その他株式に関する重要な事項

①発行可能株式総数 40,006,199株 ②発行済株式の総数 14,418,025株 (うち自己株式21,548株)

③当事業年度末の株主数 8.449名

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

4-1 取締役及び監査役の氏名等

	地		位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代	表 取	締	役 社	長	高	橋	識	光	社長執行役員
常	務	取	締	役	宮	本	和	久	常務執行役員 グループ経営、経理、広報、IR、総務担当
取		締		役	神	Ш		潔	上席執行役員 人事、業務監査、法務、コンプライアンス担当
取		締		役	- H	澤		隆	上席執行役員 事業統括本部、中部、中四国、新空間情報事業、 環境文化コンサルタント事業、システム事業担当
取		締		役	濱	出		正	上席執行役員 企業風土刷新本部、衛星事業、衛星子会社担当 企業風土刷新本部 本部長
取		締		役	西	村		修	上席執行役員 価値創造本部、知財担当 価値創造本部 本部長
取		締		役	Ш			剛	上席執行役員 国内子会社担当 東日本事業部 事業部長
取		締		役	高	村		守	公認会計士 高村公認会計士事務所 代表 株式会社ビューカード 社外監査役
取		締		役	中	里	孝	之	
常	勤	監	査	役	龍			敦	
監		查		役	曽劧	龙 部	貢	作	セコム工業株式会社 監査役 株式会社セノン 取締役
監		查		役	長	坂		省	弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー EAファーマ株式会社 社外監査役
監		査		役	大	塚	信	明	

- (注) 1. 取締役高村守氏および取締役中里孝之氏は、会社法に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役長坂省氏および監査役大塚信明氏は、会社法に定める社外監査役であります。
 - 3. 取締役高村守氏、取締役中里孝之氏、監査役長坂省氏および監査役大塚信明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 - 4. 監査役曽我部貢作氏は、親会社であるセコム株式会社の経理課長及び出向先の財務部長として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役大塚信明氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4-2 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に基づき、社外取締役および監査役との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、社外取締役は法令の定める最低責任限度額、監査役は金5百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額です。

4-3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員並びに子会社役員(当社の出向者に限る)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

4-4 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数 (人)	報酬等	等の種類別の額(百)	計	14	
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(百万円)	摘 要
取締役	12	77	16	_	93	
監査役	3	21	_	_	21	
計	15	98	16	_	114	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与として、45百万円を支給しております。
 - 2. 上記のほか、監査役1名は無報酬であります。
 - 3. 上記の取締役の報酬等は、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書記載の当社取締役報酬方針と手続に基づいて決定しております。

4-5 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、取締役の業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益の目標値に対する達成度を軸に総合的に判断された額を賞与として支給することとしております。

連結営業利益の実績は、「1-1 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

4-6 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1989年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額216百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、15名です。

監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第46回定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

4-7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針は、独立社外取締役2名の助言を得て原案を策定し、2021年2月度の取締役会決議により決定しました。

当該決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図る上でのインセンティブとなる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度を軸に総合的に判断して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの割合は、当社の業績及び当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態の企業の水準等を踏まえて、指名・報酬委員会において検討し、その答申を尊重して代表取締役社長が決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。上記の委任を受けた代表取締役社長は、原案を作成し、指名・報酬委員会に諮問して答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定するものとする。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けております。当該委任を受けた代表取締役社長は、原案を作成し、指名・報酬委員会に諮問して答申を得て、当該答申の内容に従って決定していることから、取締役会も基本的にその判断を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

4-8 取締役の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長高橋識光が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分です。これらの権限を委任した理由は、各種評価要素を総合的に判断するには代表取締役社長が適任であると考えたためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう原案を指名・報酬委員会に諮問して答申を得るよう求めており、当該答申の内容に従って取締役の個人別の報酬額が決定されることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

[社外役員に関する事項]

4-9 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名		兼職先会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	高村	守	高村公認会計士事務所	代表	
1上夕下4又7师1又		/]	株式会社ビューカード	社外監査役	当社とこれらの法人 との間に重要な取引
社外監査役	長坂	省	TMI総合法律事務所	パートナー	その他の関係はありません。
11八十五旦仅	区以	i 🗏	EAファーマ株式会社	社外監査役	66/00

4-10 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容		
取締役	高 村 守	当事業年度に開催した取締役会に18回中18回(100%)出席し、公認会計士、会計監査人としての経験や会計に関する高い見識に基づき、当社の経営上有益な指摘および意見を客観的かつ積極的に述べております。 なお、同氏は、指名・報酬委員会の委員及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員長を務めております。当事業年度において、指名・報酬委員会は7回、コーポレート・ガバナンス委員会は1回開催され、いずれもすべて出席しております。		
取締役	中里孝之	当事業年度に開催した取締役会に18回中18回(100%)出席し、出身分野である金融機関および企業経営を通じて培った豊富な知見に基づき、当社の経営上有益な指摘および意見を客観的かつ積極的に述べております。 なお、同氏は、指名・報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めております。当事業年度において、指名・報酬委員会は7回、コーポレート・ガバナンス委員会は1回開催され、いずれもすべて出席しております。		
監 査 役	長 坂 省	当事業年度に開催した取締役会に18回中18回(100%)、監査役会に15回中15回(100%)出席し、弁護士としての専門的見地および他の会社の社外監査役としての経験や知見に基づき、当社の経営上有益な指摘および意見を客観的かつ積極的に述べております。 なお、同氏は、コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めております。当事業年度において、同委員会は1回開催され、すべて出席しております。		
監査役	大塚信明	当事業年度に開催した取締役会に18回中18回(100%)、監査役会に15回中15回(100%)出席し、出身分野である金融機関および他の会社の常勤監査役の職務を通じて培った豊富な知見に基づき、当社の経営上有益な指摘および意見を客観的かつ積極的に述べております。 なお、同氏は、コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めております。当事業年度において、同委員会は1回開催され、すべて出席しております。		

4-11 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当該事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社と親会社であるセコム株式会社(グループ会社含む)との取引について事前承認及び事後検証を行い、支配株主と少数株主との利益相反の監督に適切な役割を果たしております。

4-12 社外役員の報酬等の総額

区分	支給人数(名)	基本報酬(百万円)	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等(百万円)
社外取締役の報酬等の総額等	2	8	_
社外監査役の報酬等の総額等	2	8	_

5 会計監査人に関する事項

5-1 氏名又は名称

監 査 法 人 名 有限責任 あずさ監査法人

5-2 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	128百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

5-3 非監査報酬の内容

該当事項はありません。

5-4 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、その旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性等、職務の執行に支障があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任に係る株主総会に諮る議案を決定します。それを受けて、取締役会はその議案を株主総会に提案します。

6 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

7 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8 親会社等との間の取引に関する事項

①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 当社は親会社等との間で資金の借入等の取引を実施しております。当該取引をするに当たっては、少数株 主の保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、 合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社等との取引については、上記の留意事項や親会社等からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外役員のみで構成されるコーポレート・ガバナンス委員会に諮問し、取引形態や金額規模による重要性基準に応じて、定期又は随時の事前承認・事後検証を経た上で、答申を得ております。取締役会においては、当該答申を尊重し、多面的な議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、経営の独立性を確保しながら、適切に経営および事業活動を行っております。

③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

9 当社グループの状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,785	流動負債	29,656
現金及び預金	19,729	支払手形及び買掛金	4,409
受取手形、売掛金及び契約資産	37,985	短期借入金 リース債務	16,900 22
仕掛品	299	未払法人税等	944
その他の棚卸資産	30	前受金	2,118
その他	2,785	賞与引当金	629
貸倒引当金	△ 44	役員賞与引当金	13
		工事損失引当金 契約損失引当金	220 53
固定資産	13,336	そが損失り日並 その他	4,344
有形固定資産	5,351	C 4716	1,511
建物及び構築物	1,172	固定負債	11,592
機械装置及び運搬具	287	長期借入金	10,800
工具、器具及び備品	2,450	リース債務 長期未払金	40 164
土地	1,034	操延税金負債	277
リース資産	71	退職給付に係る負債	177
建設仮勘定	335	その他	132
無形固定資産	3,068	負債合計	41,249
ソフトウエア	1,792	(純資産の部)	20.670
ソフトウエア仮勘定	1,276	株主資本 資本金	30,679 8,758
その他	0	資本剰余金	0,750
		利益剰余金	21,952
投資その他の資産	4,915	自己株式	△ 31
投資有価証券	1,042	スの <u>ルの</u> 気ば削せ用乳質	1 500
破産更生債権等	48	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	1,582 507
繰延税金資産	50	為替換算調整勘定	324
退職給付に係る資産	2,434	退職給付に係る調整累計額	750
その他	1,468		
貸倒引当金	△ 129	非支配株主持分	610
		純資産合計	32,872
資産合計	74,121	負債純資産合計	74,121

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金	額
売上高		60,704
売上原価		43,520
売上総利益		17,184
販売費及び一般管理費		11,878
営業利益		5,306
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	30	
持分法による投資利益	1	
為替差益	40 37	
受取保険金	32	
補助金収入 雑収入	52	219
無収入 営業外費用	52	219
艺术外資用 支払利息	60	
英拉利忌 雑支出	32	92
程文山 経常利益	32	5,433
特別利益		3,433
固定資産売却益	502	
関係会社清算益	252	
受取損害保険金	1,625	2,380
特別損失	.,	_,
固定資産除売却損	24	
減損損失	301	
支払補償費	92	
特別調査費用等	30	
その他	14	464
税金等調整前当期純利益		7,349
法人税、住民税及び事業税	1,688	
法人税等調整額	518	2,207
当期純利益		5,141
非支配株主に帰属する当期純利益		49
親会社株主に帰属する当期純利益		5,092

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位	:	百万	F

吴旧八 (2024年3月31日:	現任)		(単位:白万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,441	流動負債	28,834
現金及び預金	15,099	買掛金	4,039
受取手形	8	短期借入金	17,400
売掛金	30,623	リース債務	2
契約資産	4,756	未払金	2,739
商品	2	未払法人税等	608
仕掛品	257		323
貯蔵品 前渡金	24 25	未払費用	
即反並 前払費用	2,323	前受金	1,848
即公員用 短期貸付金	2,323	預り金	914
	321	前受収益	0
貸倒引当金	△ 22	賞与引当金	550
		役員賞与引当金	13
固定資産	13,119	工事損失引当金	220
有形固定資産	4,776	契約損失引当金	173
建物	967		
構築物	7	固定負債	11,094
機械及び装置	231	長期借入金	10,800
車両運搬具	10	リース債務	16
工具、器具及び備品	2,358	その他	278
土地	847	負債合計	39,929
リース資産 建設仮勘定	17 335	(純資産の部)	33,323
连议队的是	333	株主資本	26,124
無形固定資産	3,026		
ソフトウエア	1,749	資本金	8,758
ソフトウエア仮勘定	1,276	資本剰余金	425
電話加入権	0	資本準備金	425
		その他資本剰余金	0
投資その他の資産	5,317	利益剰余金	16,971
投資有価証券	804	利益準備金	715
関係会社株式	1,867	その他利益剰余金	16,255
破産更生債権等	81	繰越利益剰余金	16,255
長期前払費用	65	自己株式	△31
前払年金費用	1,254		
繰延税金資産	110	評価・換算差額等	507
敷金 その他	1,198 96	その他有価証券評価差額金	507
その他 貸倒引当金	△ 161	純資産合計	26,631
<u>東岡河田並</u> 資産合計	66,561	性見住口司 負債純資産合計	66,561
タ/エレロ (注) 記載全額け五万田丰満を切り捨ててま	'	只读代表在口引	00,501

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

」只皿01升 自 (自 2023年4月1日 主	2024年3月31日)	(単位:白万円)
科 目	金	額
		55,379
売上原価		40,472
売上総利益		14,907
販売費及び一般管理費		
販売費	6,944	
一般管理費	3,585	10,530
営業利益		4,376
営業外収益		
受取配当金	136	
為替差益	42	
受取保険金	35	
補助金収入	32	
雑収入	55	302
営業外費用		
支払利息	59	
雑支出	25	84
経常利益		4,594
特別利益		
固定資産売却益	180	
関係会社清算益	208	
受取損害保険金	1,625	2,014
特別損失		
固定資産除売却損	18	
減損損失	301	
支払補償費	92	
特別調査費用等	30	443
税引前当期純利益		6,166
法人税、住民税及び事業税	1,305	
法人税等調整額	506	1,811
当期純利益		4,354

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社パスコ 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 桑 本 義 孝

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 中 根 正 文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パスコの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

〜当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社パスコ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 桑 本 義 孝

指定有限責任社員業務執行計員

公認会計士 中 根 正 文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パスコの2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査報告書

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必 要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段(オンライン形式)も活用しながら、取締役、内部監査部門、親会社監査役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式を含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式を含め意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引に関する事項(会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由)については、取締役会、コーポレート・ガバナンス委員会及び、その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、前期、過年度決算において、不適切な会計処理が行われていることが判明しました。監査役会は引き続き、取締役会の再発防止策の実施状況及び、内部統制システムの改善状況を監査・検証してまいります。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社パスコ 監査役会

 常勤監査役
 龍□
 敦印

 監查役
 自我部 貢作印

 社外監查役
 長坂 省印印

 社外監查役
 大塚信明印

以上

第76回定時株主総会会場ご案内図

日時

2024年6月21日 (金曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時30分)

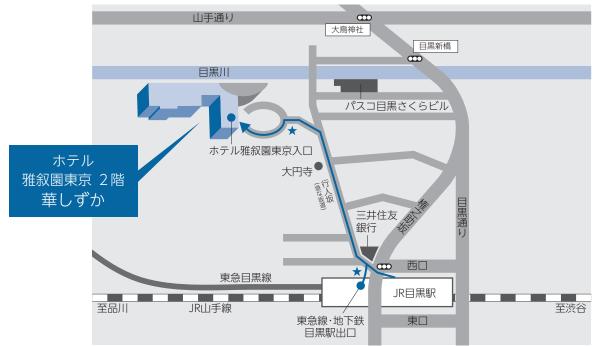
会 場

ホテル雅叙園東京 2階「華しずか」の間

東京都目黒区下目黒1-8-1 電話 03(3491)4111 〈大代表〉 当日のお問合せ先:03(5435)3512 〈株式会社パスコ内〉

交通のご案内

目黒駅(JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線出口)より 行人坂を下ってホテル雅叙園東京2階「華しずか」まで徒歩約10分です。



- 駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 午前9時より、★印周辺に係員を配置いたします。
- ご来場の際に車いすをご利用される株主様は準備の都合上、2024年6月19日(水)までにご連絡いただけますと幸いです。【ご連絡先TEL(平日9時~17時30分): 03(5435)3512 /メールアドレス: soukai@pasco.co.jp】



